

◆インフルエンザの出席停止期間◆

発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで

◆新型コロナウイルス感染症出席停止期間◆

発症後5日を経過し、かつ、

症状軽快した後1日を経過するまで



原則 発症後、5日を経過し、かつ
解熱後2日を経過するまで出席停止です。



基準 発症した後5日を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過するまで出席停止



発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校はできません。

※1 発症日翌日を1日目と数えます。
※2 発症から5日を経過しても症状が軽快してから1日を経過しなければ登校はできません。

き り と り

学校長 様

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書

年 組 名 前

○ 月 日、 病院・診療所・クリニックを受診した結果、
(インフルエンザ ・ 新型コロナウイルス感染症) と診断されました。

↑診断された病名に○を付けてください↑

○ 出席停止の期間は、 (月 日～ 月 日まで) です。

※医師の指示のもと、インフルエンザ：発症後5日間かつ解熱後2日間
新型コロナウイルス感染症：発症後5日間かつ軽快後1日間
を経過しましたので登校いたします。

令和 年 月 日

保護者 署名

医師による証明は必要ありません。